

関東学生馬術協会競技会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この競技会規程(以下「関東規程」という。)は、関東学生馬術協会の主催する競技会(以下「主催競技会」という。)の運営に関して必要な事項を明示し、関係者の周知徹底を図ること目的とする。

(運営)

第2条 主催競技会は、理事会、幹事会、競技運営委員会、審判団、救護医師団及び救護獣医師団によって運営される。

(競技会)

第3条 主催競技会は、次の各号の通りとする。

- (1)関東学生馬術競技大会
 - ①関東学生賞典馬場馬術競技大会
 - ②関東学生賞典障害飛越競技大会
 - ③関東学生賞典総合馬術競技大会
- (2)関東学生馬術選手権大会
- (3)関東学生馬術女子選手権大会
- (4)関東学生馬術女子競技大会
- (5)関東学生馬術新人競技大会
- (6)関東学生馬術OB競技大会
- (7)関東学生馬術争覇戦
- (8)関東学生馬術協会会長杯争奪戦
- (9)関東学生レースホースカップ

(参加資格)

第4条 主催競技会の参加資格は、本条3項及び4項の場合を除き、

1.(1)本会の登録選手

- a.選手登録は当該年度の4月30日までに行う。
- b.追加の登録は随時可能とするが、当該競技のエントリー提出時まで登録を完了しなければならない。
- c.選手登録は在学中、且つ通算4回までとし、平成13年度に第1回の登録を行った者より適用する。

(2)当該年度の4月30日現在、全日本学生馬術連盟の登録馬

(3)選手と馬の帰属は同一

(4)選手は何等かの傷害保険に加入
の条件を満たさなければならない。

2.前条(3)号及び(4)号の競技会においては、選手は女子に限り、それ以外の競技会においては、性別を問わない。ただし、(2)号の競技会に出場した女子は、(3)号の競技会には出場できない。

3.前条(6)号の競技会においては、選手は本条第1項(1)号を適用しない。

4.前条(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)の各号の競技会においては、馬匹は本条(2)に該当する馬匹、および当該競技のエントリー一完了までに日本馬術連盟登録証の写しをもって関東学生馬術協会に登録された馬匹とする。

5.前条(1)号の関東学生馬術競技大会の準備運動で下乗りをする者は、当該馬術部の選手及び部員又は4年間以上当該馬術部在籍したOBで下記に該当する者とする。

(1)学生については、本会の登録選手であること

(2)OBについては、別紙に定める書式により大会の1ヶ月前に提出し当会会長が認められた者であること

(競技会規程)

第5条 主催競技会においては、最新版の国際馬術連盟の該当する競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程、関東規程及び事前打ち合わせ会などで決定される規則(以下「ローカルルール」という。)を準用する。

2.ローカルルール及び各競技会規程で矛盾が生じたときは、ローカルルール、関東規程、全日本学生馬術連盟競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、国際馬術連盟の該当する競技会規程の順序に従い準用する。

(競技会運営マニュアル)

第6条 主催競技会運営に当たってのマニュアルは、別表3の通りとする。

(出場順序)

第7条 主催競技会の出場順序は、第3条(9)の競技会を除き、前日の打合会で抽選によって行う。

2.各チームの長は、そのチームの選手の出場順序を決定する権利を有する。

3.各チームの選手の出場順序及び騎乗馬に関する報告は、前日の打合会で書面にて幹事長に宛て提出しなければならない。

(服装及び馬装)

第8条 服装及び馬装は、第5条に定める規程に従う他、全ての騎乗者及び馬匹関係者(馬匹の取り扱い及び障害物の箱番などに従事する者を含む。)は、事故防止のため、競技場、準備運動馬場、練習馬場及び厩舎周辺など、本会が提供する場所において、ヘルメットを着用しなければならない。

ただし、

(1)馬場馬術競技に出場する選手も、3点以上の固定式チンハーネス付きヘルメットを着用しなければならない。

(2)競技中、又は準備運動中に係わらず、障害飛越(地上横木を含む。)を行う全ての騎乗者は、3点以上の固定式チンハーネス付きヘルメットを着用しなければならない。

(3)総合馬術競技の耐久競技に出場する選手は、バックガードを着用しなければならない。

(責任)

第9条 本会は、主催競技会の期間中に馬匹、騎乗者、馬匹関係者又はその他第三者に事故又は病気が突発することがあっても、応急の処置を行うが、これについて何等責任を負わない。

(異議申し立て)

第10条 異議申し立ての資格のある者は、本会理事、各校監督、各校部長又は主将に限定され、書面にて審判長又は上訴委員に宛て提出しなければならない。

2.異議申し立ての期限は、次の通りとする。

(1)選手又は馬匹の資格に関するものは、前日の打合会

(2)障害物、経路又は経路図に関するものは、競技開始前

(3)反則、事故又は順位に関するものは、成績発表後30分以内

(年間表彰)

第11条 当該年度に優秀な成績を修めた人馬について、優秀大学(ベストスクール)は上位3位まで、優秀選手(ベストライダー)は上位10位まで、優秀馬匹(ベストホース)は上位20位までを表彰する。

2.優秀大学、優秀選手及び優秀馬匹は、第3条(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)号の競技会において、別表1-(1)から(4)のランキングポイント表に基づき付与された合計ポイントに従い決定される。

3.第3条(1)号①、②、③、各主催競技会並びに第3条(1)号の3種目総合で団体優勝した大学の監督を優秀監督として表彰する。

第2章 競技会実施要項

(関東学生馬術競技大会実施要項)

第12条 関東学生馬術競技大会の各競技大会の実施要項は、本条第2項から第5項に定める。

2. 関東学生賞典馬場馬術競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1) 参加資格

- a. 人馬の参加資格は、関東規程第4条第1項各号の条件を満たさなければならない。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級、または日本馬術連盟騎乗者資格 B 級を取得していること。(馬場限定可)
- b. 各校4人馬までとし、人馬ともに各々1回しか出場できない。
- c. 参加頭数が多い場合は、2面の馬場を使用して行うことがある。
- d. オープン参加は認めない。

(2) 競技規程

- a. 国際馬術連盟馬場馬術競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- b. 運動課目は、当該年度に全日本学生賞典馬場馬術競技大会で実施する課目で行う。

(3) 順位決定法

- a. 団体順位は、各チームの上位3名の総得点の高いチームを上位とする。同点の場合は、各チームの第3位の者の得点の高いチームを上位とする。更に同点の場合は第2位の者の得点の高いチームを上位とする。またチームとして参加した選手が失権となった場合は、得点を0点として団体の合計点数が計算される。
- b. 個人順位は、合計得点率の高い者を上位とする。同点の場合は審判員の総合観察点の合計得点の高い者を上位とする。更に同点の場合は、審判員Cの総合観察点の高い者とする。更に同点の場合は、同順位とする。

(4) 表彰及びランキングポイント

- a. 団体は、6位までを表彰する。
- b. 個人は、出場頭数の1/4までを表彰する。
- c. 別表1-(1)に従い、出場人馬にランキングポイントを与える。

(5) 準備運動場での騎乗資格

関東学生馬術競技大会の準備運動で下乗りをする者は、関東規程第4条第5項の条件を満たさなければならない。

3. 関東学生賞典障害飛越競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1) 参加資格

- a. 人馬の参加資格は関東規程第4条第1項各号の条件を満たさなければならない。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級、または日本馬術連盟騎乗者資格 B 級を取得していること。
- b. 各校5人馬までとし、人馬ともに各々1回しか出場できない。
- c. オープン参加は認めない。

(2) 競技規程

- a. 国際馬術連盟障害飛越競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- b. この競技は団体戦兼個人予選の2回走行及び個人決勝で行われる。団体戦兼個人予選の第2回走行についてはリバースオーダーにはしない。個人決勝は団体戦兼個人予選の個人順位のリバースオーダーとする。

不従順: 1回目	4点減点
: 2回目	失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

- c. 個人決勝の採点は FEI238.2.2(ジャンプオフ基準表 A)を採用する。

d.チームとして参加した選手が失権となった場合は、500点の減点を与える。

e. 障害物の高さ及び幅、経路の全長等については以下の通りとする。

団体戦兼個人予選

同一コースによる2回走行とし、日本馬術連盟競技会規程の中障害Cの基準とする。障害個数については11障害、14飛越以内とする。三段横木障害の幅については、上記規程にとられないものとするが最大1.80m以内とする。また、幅3.50m以内の水濠障害を設ける。

個人決勝

日本馬術連盟競技会規程の中障害Bの基準とするが、障害個数は10障害以内とする。

(3)順位決定法

a. 団体順位は、各チームの第1回目走行の上位3名と第2回目走行の上位3名の、総減点の少ないチームを上位とする。同点の場合は、上記の者の総走行時間が少ないチームを、上位とする。1位～6位で同減点・同タイムのチームが出た場合は各チーム1名の代表によるジャンプオフを、個人のジャンプオフとは異なる経路で実施する。7位以下で同減点・同タイムのチームが出た場合は、同順位とする。

チームとして参加した選手は、第1回走行において失権しても、第2回走行に出場する事が出来る。

b. 個人順位は、団体戦兼個人予選の第1回走行の減点、及び第2回走行の減点を通算し、合計減点が少ない上位10名までは個人決勝に進む権利を与え、個人決勝の成績によって順位を決定する。ただし、団体戦兼個人予選の合計減点が0の人馬が10人馬以上出た場合は、合計減点0の人馬全てが個人決勝に進む権利を得る。団体戦兼個人予選の合計減点と同減点の場合は合計走行時間が少ない者を上位とする。個人決勝はFEI238条2-2(ジャンプオフ基準表A)によって順位を決定する。個人決勝の成績には個人予選の成績は持ち込まない。その他の者の個人順位は、団体戦兼個人予選の合計減点が少ない者、同減点の場合は合計走行時間の少ない者を上位とする。

c. 個人として参加した選手で、第1回走行において失権した者は、第2回走行に出場できない。

(4)表彰及びランキングポイント

a. 団体は、6位までを表彰する。

b. 個人は、出場頭数の1/4までを表彰する。

c. 別表1-(1)に従い、出場人馬にランキングポイントを与える。

(5)準備運動場での騎乗資格

関東学生馬術競技大会の準備運動で下乗りをする者は、関東規程第4条第5項の条件を満たさなければならない。

4. 関東学生賞典総合馬術競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1)参加資格

a. 人馬の参加資格は関東規程第4条第1項各号の条件を満たさなければならない。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級、または日本馬術連盟騎乗者資格 B 級を取得していること。

b. 各校5人馬までとし、人馬ともに各々1回しか出場できない。

c. 参加申し込み頭数が70頭以上になった場合は、出場を制限することがある。

d. オープン参加は、耐久のみ認める。但し、頭数制限をする場合がある。また、出場順は成績対象全人馬の走行後ただちに行う。

(2)競技規程

a. 国際馬術連盟総合馬術競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。

b. 馬場馬術競技の減点については、FEI 総合馬術競技会規程を適用する。

また、運動課目については、当該年度に全日本学生賞典総合馬術競技大会で実施する課目で行う。

c. クロスカントリー競技については、通算4反抗失権とする。距離 2400m～3200m 以内、分速 520m 以内とし、障害物は高さ 1.10m 以内で 30 個以内とする。落馬は失権とする。

d. 障害飛越競技は、全長 350～450m とする。分速 350m とし、障害物は高さ 1.15m 以内、幅 1.40m 以内で、障害個数は 11 障害、13 飛越以内とする。

不従順:1回目 :2回目	4点減点 失権
障害の落下	4点減点
落馬、馬の転倒、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	1秒につき1点
制限時間の超過	失権

e.チームとして参加した選手が失権または棄権となった場合は、1,000点の減点を与える。

(3)順位決定法

- a.団体順位は、各チームの上位3名の総減点が少ないチームを上位とする。同点の場合は各チームの第3位の者の減点の少ないチームを上位とする。更に同点の場合は、各チームの上位2名のクロスカントリー競技の減点の合計が小さいチームを上位とする。
- b.個人順位は、各競技の合計減点の少ない者を上位とする。同点の場合は、耐久競技の走行時間が規定時間内で、規定時間に近い者を上位とする。

(4)表彰及びランキングポイント

- a.団体は6位までを表彰する。
- b.個人は、出場頭数の1/4までを表彰する。
- c.別表1—(1)に従い、出場人馬にランキングポイントを与える。

(5)準備運動場での騎乗資格

関東学生馬術競技大会の準備運動で下乗りをする者は、関東規程第4条第5項の条件を満たさなければならない。

5.関東学生馬術競技大会3種目総合

(1)順位決定法

- a.別表1—(1)に従い、各チームの全選手の獲得ポイントを計算し、3種目に全て参加し、かつ合計ポイントの多いチームを上位とする。同点の場合は、同順位とする。

(2)表彰

- a.第8位までの団体を表彰する。

(関東学生馬術選手権大会及び関東学生馬術女子選手権大会実施要項)

第13条 関東学生馬術選手権大会及び関東学生馬術女子選手権大会の実施要項は、次の通りとする。

(1)参加資格

- a.選手は、関東規程第4条第1項(1)号及び(4)号の条件を満たし、かつ女子については第4条第2項に従う。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級、または日本馬術連盟騎乗者資格B級を取得していること。
- b.馬匹は、エントリー完了までに関東学生馬術協会に登録された馬とする。予選では出場回数に制限は無い。
- c.選手権大会及び女子選手権大会は各校5名までとし、両競技種目で各々併せて1人1回しか出場できない。

(2)競技規定

- a.馬場馬術競技においては、国際馬術連盟馬場馬術競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- b.障害飛越競技においては、国際馬術連盟障害飛越競技会規程、日本馬術連盟競技会規程、全日本学生馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- c.選手権、女子選手権ともに1回戦、2回戦、準々決勝、準決勝、決勝により16位までの順位を決定する。
- d.参加料は選手権、女子選手権とも1名5000円とする。

e.「1回戦」

- イ.選手権大会及び女子選手権大会の1回戦は障害飛越競技にて行う。
- ロ.各自で用意した馬に騎乗する。

ハ. 選手権の障害の高さは1.10m以内、幅は1.3m以内とする。女子選手権の障害の高さは1.00m以内、幅は1.2m以内とする。個数は、いずれも12個以内とする。

ニ. 競技会規定はFEI 238 2.1(基準表A)を適用する。

不従順: 1回目 : 2回目	4点減点 失権
障害の落下	4点減点
水濺障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

ホ. 1回戦通過者は、競技成績上位32名とする。(抽選にて2回戦の班を決定する。)

f. 2回戦

イ. 選手権大会及び女子選手権大会の2回戦は部班競技にて行う。部班経路は別途参照。

ロ. 各自で用意した馬に騎乗する。

ハ. 馬装は、選手権の馬装は、必要に応じてランニングマルタンガール及びバンテージを使用することが出来る。選手権は鎧を着用しないものとする。女子選手権の馬装は、折り返し手綱、ランニングマルタンガール、バンテージを使用することが出来る。女子選手権は鎧を着用するものとする。本項に規定する馬装以外は、FEI馬場馬術競技会規程および日本馬術連盟競技会規程に規定する通りとする。拍車は着用するものとする。

ニ. 組み合わせは各自が抽選を行い、1部班8名以内で4ブロックに分け実施する。

ホ. 選手権、女子選手権の部班の点数は120点満点とする。同点の場合は同順位とする。1回戦の順位と2回戦の順位を合計し、その合計が少ない者から上位16名を決定し、2回戦通過者を決定する。順位の合計が同点の場合、2回戦の順位が上位の者を上位とする。更に同点の場合は抽選により上位を決定する。

ヘ. 審査員は、4名以上10名以内とし、運動項目を採点する審判員と総合観察を採点する審判員に分ける。審判員の合計点数を審判員数で割った平均得点(小数点第2位四捨五入)を2回戦の得点とする。

ト. 部班審査基準

運動項目 ……40点×1.5=60点満点(審査用紙参照)

総合観察 ……40点×1.5=60点満点

(総合観察内訳)

騎手の姿勢と騎座の位置 ……10点満点

運動の正確性 ……10点満点

距離・間隔 ……10点満点×2(係数)

g. 3回戦

イ. 16名の選手を2名ずつ、8ブロックに分けて馬場馬術競技を行い、「全日本学生馬術連盟 学生選手権馬場馬術課目2000」を課す。

ロ. 組み合わせは、各自が抽選を行い、関東規程別表2に従いブロック分けされ出場番号が決定される。馬場馬術の得点は審判員3名の総得点の合計とする。

ハ. 各ブロックで、協会より提供された同一馬に騎乗する。馬匹は1回戦および2回戦に使用した馬匹を協会が借り上げ、準備する。

ニ. 得点が高い者を上位とする。同点の場合は、日本馬術連盟競技会規程馬場馬術競技の同点の順位決定を適用する。

ホ. 各ブロックの上位者合計8名が準々決勝へ進む。

ヘ. 出場順は抽選で決定される。3回戦の抽選は、2回戦結果の1~8位の上位グループと9~16位の下位グループに分け、上位グループと下位グループの対戦となるように抽選を行う。

h. 準々決勝

イ. 8名の選手を2名ずつ、4ブロックに分けて馬場馬術競技及び障害飛越競技を各々1鞍ずつ行う。

- ロ組み合わせは、各自が抽選を行い、関東規程別表2に従いブロック分けされ出場番号が決定される。
- ハ各ブロックで、協会より提供された同一馬に騎乗する。馬匹は1回戦および2回戦に使用した馬匹を協会が借り上げ、準備する。
- ニ馬場馬術競技は「全日本学生馬術連盟 学生選手権馬場馬術課目 2000」を課す。馬場馬術の得点は審判員3名の総得点の合計とする。
- ホ障害飛越競技は、障害物は高さ1.20m以内とし、幅は1.50m以内とする。障害個数は12以内とする。採点は全日本学生馬術連盟選手権および女子選手権規程を準用する。

不従順:1回目 :2回目	10点減点 失権
障害の落下	5点減点
水濠障害の着水	5点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	10点減点と6秒加算
規定時間の超過	1秒につき1点
早着減点(規定タイム-5秒未満)	1秒につき0.5点
制限時間の超過	失権

失権点:国民体育大会馬術競技規程の貸与馬規程により、残障害により計算される。

* 競技場内での失権の取り扱いについて

失権後に許可されていない障害物を飛越したり、飛越を試みた場合は失権とする。失権点については、この選手が当該競技に過失した減点に更に200点を減点として加点する。

** 馬の転倒、落馬、人馬転倒に伴う失権の取り扱いについて

失権点に加えて40点の減点を課す。

ハ上記の馬場馬術の得点に障害飛越競技の減点を合計し、各ブロックの上位者合計4名が準決勝に進む。

ト 出場順は、馬場馬術前段者は、障害馬術後段者となる。

チ上記へによる得点が同点の場合、馬場馬術競技の得点が多い者が上位となる。尚も同点の場合は、日本馬術連盟競技会規程馬場馬術競技の同点の順位決定方法を適用する。尚も同点の場合は、抽選により上位を決定する。

i.準決勝

イ4名の選手を2名ずつ、2ブロックに分けて馬場馬術競技及び障害飛越競技を各々1鞍ずつ行う。

ロ組み合わせは、各自が抽選を行い、関東規程別表2に従いブロック分けされ出場番号が決定される。

ハ各ブロックで、協会より提供された同一馬に騎乗する。馬匹は協会が借り上げ、準備する。

ニ馬場馬術競技及び障害飛越競技ともに「準々決勝」のニ及びホを準用する。

ホ上記の馬場馬術の得点に障害飛越競技の減点を合計し、各ブロックの上位者が決勝に進む。

ハ 出場順は、馬場馬術前段者は、障害馬術後段者となる。

チ上記へによる得点が同点の場合、馬場馬術競技の得点が多い者が上位となる。尚も同点の場合は、日本馬術連盟競技会規程馬場馬術競技の同点の順位決定方法を適用する。尚も同点の場合は、抽選により上位を決定する。

j.決勝

イ2名の選手が、馬場馬術競技及び障害飛越競技を各々1鞍ずつ行う。

ロ組み合わせは、各自が抽選を行い、関東規程別表2に従いブロック分けされ出場番号が決定される。

ハ各ブロックで、協会より提供された同一馬に騎乗する。

ニ馬場馬術競技は「全日本学生馬術連盟 学生選手権決勝課目 2005」を課す。

ホ障害飛越競技は、障害物は高さ1.25m以内、幅1.40m以内とする。個数は、12個以内とする。

ハ減点は、馬場馬術競技及び障害飛越競技ともに「準々決勝」のニ及びホを準用する。

ト上記の馬場馬術の得点に障害飛越競技の減点を合計し、減点の少ない者を上位とする。

チ 出場順は、馬場馬術前段者は、障害馬術後段者となる。

リ上記へによる得点が同点の場合、馬場馬術競技の得点が多い者が上位となる。尚も同点の場合は、日本馬術

連盟競技会規程馬場馬術競技の同点の順位決定方法を適用する。尚も同点の場合は、抽選により上位を決定する。

k.3位～16位の順位決定法

イ.3位、4位：1回戦、2回戦の順位を合計し、順位を決定する。

ロ.5～8位：1回戦、2回戦の順位を合計し、順位を決定する。

ハ.9～16位：1回戦、2回戦の順位を合計し、順位を決定する。

(3)表彰及びランキングポイントなど

- a.選手権及び女子選手権で各々12位までの者を表彰する。
- b.両競技会の順位に従い、全日本学生馬術選手権の出場資格を与える。
- c.関東規程別表1—(2)に従い、出場人馬ランキングポイントを与える。

(関東学生馬術女子競技大会実施要項)

第14条 関東学生馬術女子競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1)競技種目

- ①馬場馬術競技
- ②障害飛越競技

(2)参加資格

①両競技種目共通

a.人馬の参加資格は、関東規程第4条第1項各号及び第4条第2項の条件を満たさなければならない。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級、または日本馬術連盟騎乗者資格 B 級を取得していること。(馬場馬術競技においては馬場限定可)

②馬場馬術競技

a.各校4人馬までとし、同一馬では1人1回しか出場できない。同一選手の複数頭による出場を認めるが、成績はその内の最初に出場した1頭のみを採用する。同一馬の複数選手による出場は認めない。

③障害飛越競技

a.各校5人馬までとし、同一馬では1人1回しか出場できない。同一選手の複数頭による出場を認めるが、成績はその内の最初に出場した1頭のみを採用する。同一馬の複数選手による出場は認めない。

(3)競技規程

①馬場馬術競技

- a.国際馬術連盟馬場馬術競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- b.運動課目は、「JEF馬場馬術競技 L1 課目 2013」を課す。

②障害飛越競技

- a.国際馬術連盟障害飛越競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
- b.採点は、FEI238.2.2(基準表A)を採用する。

不従順：1回目	4点減点
：2回目	失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

c.ジャンプオフについては、採点はFEI規程(基準表A)を採用する。

不従順：1回目	4点減点
不従順：2回目	失権
障害の落下	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権

不従順とそれに伴う障害の落下及び移動	4点減点と6秒の加算
制限時間の超過	失権

- d. 障害物は、高さ1.1m、幅1.3m以下、12個以内とし分速は350mとする。
 e. チームとして参加した選手が失権となった場合は、500点の減点を与える。

(4)順位決定法

①馬場馬術競技

- a. 団体順位は、各チームの上位3名の総得点の高いチームを上位とする。同点の場合は、各チームの第3位の者の得点の高いチームを上位とする。
 b. 個人順位は、得点の高い者を上位とする。同点の場合は、審判員の総合観察点の合計得点が高い者を上位とする。更に同点の場合は、審判員Cの総合観察の高い者を上位とする。更に同点の場合は、同順位とする。

②障害飛越競技

- a. 団体順位は、各チーム上位3名の総減点の少ないチームを上位とする。同点の場合は、上位3名の走行時間を合計した総走行時間の少ないチームを上位とする。
 b. 個人順位は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程・第238条2. 2に従う。

③団体総合

別表1—(3)に従い、各チームの全選手の獲得ポイントを計算し、合計ポイントの高いチームを上位とする。同点の場合は、同順位とする。

ただし、

イ. 馬場馬術及び障害飛越競技の2種目で得点し、かつ、2名以上の合計得点とする。

ロ. 障害飛越競技に関しては、関東学生賞典障害飛越競技大会、関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生障害飛越競技会及び全日本学生総合馬術競技会に出場した選手には、ポイントが与えられないものとする。

ハ. 馬場馬術競技に関しては、関東学生賞典馬場馬術競技大会、関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生馬場馬術競技会及び全日本学生総合馬術競技会に出場した選手には、ポイントが与えられないものとする。

(5)表彰及びランキングポイント

①両競技種目共通

- a. 団体は、6位までを表彰する。
 b. 個人は、出場頭数の1/4までを表彰する。
 c. 別表1—(3)に従い、出場人馬にランキングポイントを与える。

②団体総合

- a. 団体のみ、3位までを表彰する。

(関東学生馬術新人競技大会実施要項)

第15条 関東学生馬術新人競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1)競技種目と目的

関東学生馬術新人競技大会

〔競技種目〕中障害D 飛越競技

〔目的〕関東学生・全日本学生障害馬術競技への新人育成のため

(2)参加資格

- a. 選手の参加資格は、エントリー締切日までに関東規程第4条第1項(1)(4)の条件を満たさなければならない。また、選手については全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級、または日本馬術連盟騎乗者資格 B 級を取得していること。馬の参加資格はエントリー完了までに関東学生馬術協会に登録された馬匹とする。
 b. 過去に関東学生馬術賞典障害飛越競技大会・関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生障害飛越競技大会及び全日本学生総合馬術競技大会未出場の選手に限る。ただし、当該年度の1年生に関してはこの限りではない。
 c. 団体戦は5頭までとする。その他の個人参加を認めるが、1名2回頭までとする。チームとして出場している場合は、1頭目が団体戦の成績で2頭目が個人戦の成績となる。馬は1回のみ出場できる。

(3)競技規程

①全競技共通

a.国際馬術連盟障害飛越競技競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。

b.採点は、FEI238.2.2(基準表A)を採用する。

不従順:1回目 :2回目	4点減点 失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

c.ジャンプオフについては、採点はFEI規程(基準表A)を採用する。

不従順:1回目	4点減点
不従順:2回目	失権
障害の落下	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒の加算
制限時間の超過	失権

d.障害物の基準は、日本馬術連盟規程の中障害Dを適用する。

e.チームとして参加した選手が失権となった場合には、500点の減点を与える。

(4)順位決定法

a.団体順位は、各チームの上位3名の総減点の少ないチームを上位とする。同点の場合は、上位3名の走行時間の少ないチームを上位とする。更に同点の場合は各チームの3位の者の減点が少ないチームを上位とする。

b.個人順位は、最少減点者が2名以上いた場合に限りジャンプオフを1回行い、順位を決定する。

その他の者及び同減点者については、走行時間の少ない者を上位とする。

(5)表彰

a.個人は出場頭数の1/4までを表彰する。

b.団体は上位3位までを表彰する。

(関東学生馬術 OB 競技大会実施要項)

第16条 関東学生馬術 OB 競技大会の実施要項は、次の通りとする。

(1)競技種目と目的

- 〔競技種目〕・中障害D 飛越競技
・ジャンピングリレーアスロン
・監督対抗ジムカーナ

〔目的〕本会加盟大学相互の親睦及びOBと現役学生の交流のため

(2)参加資格

①各競技共通

a.本会加盟大学(以前加盟大学含む)の卒部OBとする。ただし、ゲスト(本会加盟大学卒業生)の出場を認めるが、本会会長の承認を得た者に限る。

b.使用馬匹は、エントリー完了までに関東学生馬術協会に登録された馬匹とする。

②中障害D 飛越競技

a.団体戦は同一大学所属チームでなければならない最大5名までとする。その他の個人出場を認めるが、1名2頭までとする。チームとして出場している場合は、1頭目が団体の成績で2頭目は個人の成績となる。

b.本競技のみ1馬1回とする。

③ジャンピングリレーアスロン

a.1名2回(同一ペア不可、同一馬匹不可)までとする。なお、中障害D飛越競技に出場した選手は、各団体ごとに2頭2名までとする。

b.同一大学所属チームの編成でなくてもよい。

- c. エントリー締切日までに関東規程第4条1項各号の条件を満たした選手1名とチームを編成することも可とする。

④監督対抗ジムカーナ

- a. 満35歳以上の者に限る。
b. 本会に監督登録している班と一般班に分ける。

(3)競技規程

①中障害D 飛越競技

- a. 国際馬術連盟障害飛越競技競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
b. 減点は、関東規程(基準表A)を採用する。

不従順: 1回目	4点減点
: 2回目	4点減点
: 3回目	失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

- c. ジャンプオフについては、採点は関東規程(基準表C)を採用する。

不従順: 1回目	減点無し
: 2回目	
不従順: 3回目	失権
障害の落下	3秒加算
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	6秒の加算
制限時間の超過	失権

- d. ジャンプオフにおいては、41歳以上1歳につき、0.5秒を走行時間より引いたものを最終成績とする。
e. 障害物の基準は、日本馬術連盟規程の中障害Dを適用する。
f. チームとして参加した選手が失権となった場合は、500点の減点を与える。

②ジャンピングリレーアスロン

- a. 障害物の基準は、高さ90cm・幅110cm・16障害以内とし、コンビネーション障害は含まない。
b. 以下のローカルルールを準用する。

- ① 2人馬1チームの団体戦とする。
- ② コースを2人馬で自由に入れ代わりながら飛越することができるが、何らかの過失があった場合は短いベルが鳴り、必ず選手交代をしなければならない。
- ③ スタートラインを通過した選手は、最初の障害の飛越を試みなければならない、最後の障害を飛越した選手がフィニッシュラインを通過しなければならない。
- ④ 交代の時は選手の馬の前肢が着地してから、次の選手が障害を飛越することができる。
- ⑤ 両方の選手は必ず1個以上の障害を飛越しなければならない。
- ⑥ 上記②から⑤を怠った場合は失権となる。また、通算4回の不従順または1回の落馬、人馬転倒があった場合も失権とする。
- ⑦ 上記にないことが発生した場合は、F.E.I.規程、J.E.F.規程、関東規程の順で担当審判団が決定する。

- c. F.E.I.規程の基準表Cで採点される。

③監督対抗ジムカーナ

- a. 全長300m以内、障害物は高さ70cm以内のクロス障害までとする。
b. タイムレースとし、障害物の落下は4秒加算する。クロス障害は飛越またはその周りを1周することにより通過とみなす。
c. 45歳以上1歳につき、0.25秒を走行時間より引いたものを最終成績とする。
d. 技術的声援を歓迎する。また、曳き手の援助を受けても構わない。

(4)順位決定法

①中障害D 飛越競技

- a. 団体順位は、各チームの上位3名の総減点の少ないチームを上位とする。同点の場合は年齢の合計の多いチームを上位とする。
- b. 個人順位は、最少減点者が2名以上いた場合に限りジャンプオフを1回行い、順位を決定する。その他の者及び同減点者については、走行時間の少ない者を上位とする。

②ジャンピングリレーアスロン、③監督対抗ジムカーナ

- a. 個人戦のみとする。
- b. 競技規程に定めた計算法に従い走行時間の少ない者を上位とする。1位が同タイムの場合は年齢が高い者を上位とする。

(5)表彰

①中障害D 飛越競技

- a. 個人及び団体の上位3名までを上位とする。
- b. 技能賞・敢闘賞・特別賞を設ける。

②ジャンピングリレーアスロン

- a. 個人の上位3組までを表彰する。

③監督対抗ジムカーナ

- a. 個人の上位3名までを表彰する。
- b. 技能賞・敢闘賞・特別賞を設ける。

(関東学生馬術争覇戦実施要項)

第17条 関東学生馬術争覇戦の実施要項は、次の通りとする。

(1)競技内容

- a. 半自馬によるチーム障害飛越競技で、3部制のトーナメント方式で行う。
- b. 別途定める順序に従い、次の通りⅠ部からⅢ部までに分ける。
 - Ⅰ部： 8校（各校3頭6名戦）
 - Ⅱ部： 8校（各校2頭4名戦）
 - Ⅲ部： --校（各校1頭2名戦）
- c. 各部とも対戦する双方の大学より既定の頭数を出し自馬が前段として走行して、後段に対戦相手が騎乗して走行する。

(2)参加資格

- a. 選手は、関東規定第4条第1項(1)及び(4)号の条件を満たさなければならない。
- b. 馬匹は、エントリー完了までに関東学生馬術協会に登録された馬匹とする。
- c. 馬匹の最大エントリー数は、Ⅰ部9頭、Ⅱ部6頭、Ⅲ部3頭とする。尚、入きゅう頭数を制限する場合もある。

(3)組み合わせ

- a. 各部毎に優秀校の順序に従い、抽選により該当する番号を決定する。
- b. Ⅰ部及びⅡ部(各8校)
- c. Ⅲ部(--校)
- d. 参加チーム数の変動するため、必要の都度、前b.に準じて組み合わせ方法を決定する。
- e. Ⅰ部及びⅡ部の各大学の出番は次の通りとなる。また、各チームの選手の対戦相手は互いに直線で結んだ者同士となる。

Ⅰ部			Ⅱ部			Ⅲ部		
①	馬A	⑦	①	馬A	⑤	①	馬A	③
⑧	馬B	②	⑥	馬B	②	④	馬B	②
③	馬C	⑨	③	馬C	⑦			
⑩	馬D	④	⑧	馬D	④			
⑤	馬E	⑪						
⑫	馬F	⑥						

(4)競技会規程

- a.国際馬術連盟障害飛越競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。
減点は関東規程(基準表 A)を採用する。

不従順:1回目	4点減点
:2回目	4点減点
:3回目	失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

- b.障害物は、上限については以下の通りとする。

I部1回戦～準々決勝	100cm 以内	120cm 以内	11 個以内	350m/分
準決勝	105cm 以内	125cm 以内	11 個以内	350m/分
決勝	110cm 以内	130cm 以内	11 個以内	350m/分
II部1回戦～準々決勝	95cm 以内	105cm 以内	11 個以内	350m/分
準決勝	100cm 以内	120cm 以内	11 個以内	350m/分
決勝	105cm 以内	125cm 以内	11 個以内	350m/分
III部1回戦～準々決勝	90cm 以内	110cm 以内	11 個以内	350m/分
準決勝	95cm 以内	115cm 以内	11 個以内	350m/分
決勝	100cm 以内	120cm 以内	11 個以内	350m/分

(5)勝敗決定法、勝ち点決定法

- a.勝ち点による勝敗決定方法

勝ち点の多い大学を勝者とする。

- 1 各対戦による勝ち点の与え方は以下による。

- ア. 減点の少ない者に勝ち点を与える。
イ. 減点と同じ場合は、所要時間の少ない者に勝ち点を与える。
ウ. 減点及び時間が同じ場合は、引き分けとする。
エ. 提供した馬匹に前段で騎乗し失権した場合は、減点数に関係なく後段者に勝ち点を与える。
オ. 提供した馬匹に前段で騎乗し故障により走行不能となった場合は後段者に勝ち点を与える。
カ. 提供した馬匹に前段で騎乗して完走し後段者が失権した場合は、前段者に勝ち点を与える。

- 2 勝ち点の過半数を得て勝敗が確定した場合は、それ以後の選手は出場しなくても良い。

- 3 勝ち点が同点となった場合は、以下で勝敗を決定する。

- ア. すべての選手の減点合計が少ない大学。
イ. 減点0の選手が多い団体。
ウ. 最小減点者(同点の場合は時計の早い者)が所属する団体。
エ. 失権者が少ない大学。
オ. 両団体とも前段者(自馬)で失権した場合は、総減点の少ない大学。
カ. 以上でも決しない場合は、抽選により決定する。

- b.失権者の減点

前条によって実施される競技での失権者の減点算出は下記による。

- 1 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
2 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害1個について20点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物のA、B、C それぞれを1個の障害として計

上する。

- 3 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に10点の減点を加算する。
- 4 失権に至るまでの過失点を加算する。
- 5 前段(自馬)で失権となった場合は、200点の減点を加算する。
- 6 失権となった選手に次の失権点を加算する。
 - ア. 出発線通過前に失権となった場合 60点
 - イ. 出発線通過後到着線到達までの間に失権となった場合 40点

c.人馬の故障

競技中の人馬に故障が生じた場合の処置は次による。

- 1 選手に競技続行不能の故障が生じた場合は失権とする。また、出番表発表後に選手が出場不能になった場合についても失権とする。
- 2 馬匹に故障が生じた場合は次による。
 - ア. 前段の選手が、馬匹に故障を与え、後段の選手が競技できなくなった場合は、前段の選手の減点に、さらに200点の減点を加算し、後段の選手は当該対戦競技の最低減点者と同じ減点とする。
 - イ. 後段の選手が、馬匹に故障を与え走行不能となった場合は、その時点で失権とし、失権者としての減点を算出し、さらに前段の選手の減点に200点の減点を加算する。

d.対戦相手の馬に騎乗しての虐待行為が発覚した場合は、団体全体を失格とする。

(6)3位以下の順位決定法

- a.3・4位、5・6位および7・8位については順位決定戦を行う。順位決定戦の競技方法は、各部全ての競技と同様とする。
- b.障害物の基準は敗退した競技のものとする。

(7)表彰

- a.団体は、各部3位まで表彰する。
- b.個人は、各部優勝校より最優秀選手、2位校より優秀選手を選出し、表彰する。
- c.別表1-(4)に従い、出場校にランキングポイントを与える。

(関東学生馬術協会会長杯争奪戦)

第18条 当協会主催競技会において、実施要綱に記載した場合、関東学生馬術協会会長杯争奪戦を実施することができる。関東学生馬術協会会長杯争奪戦の実施要項は、次の通りとする。なお、当該競技の実施要綱と本規程の実施要綱が異なる場合は、当該競技の実施要綱が優先する。

(1)競技種目

- ①小障害A飛越競技(以下小障害Aと略す)
- ②中障害D飛越競技(以下中障害Dと略す)
- ③オープン障害飛越競技(以下オープン競技と略す)
- ④第2課目馬場馬術競技(以下第2課目と略す)

(2)参加資格

①全競技共通

- a. 出場頭数は制限しないが、各大学最大7回までとする。但し、同一人馬での出場は1回までとする。
- b.馬匹は、エントリー完了までに関東学生馬術協会に登録された馬匹とする。

②小障害A、中障害D共通

選手はエントリー締切日までに第4条1項(1)及び(4)号の条件を満たさなくてはならない。

③小障害A

本年度までの関東学生馬術賞典障害飛越競技大会、関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生障害飛越競技大会、全日本学生総合馬術大会に出場したことがある者は、参加できない。

④中障害D

本年度までの関東学生馬術賞典障害飛越競技大会、関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生障害飛越

競技大会及び全日本学生総合馬術大会に出場したことのある者は参加できない。ただし、今年度の新人はその限りではない。

⑤第2課目

本年度までの関東学生馬術賞典馬場馬術競技大会、関東学生賞典総合馬術競技大会、全日本学生馬場馬術競技大会及び全日本学生総合馬術大会に出場したことのある者は参加できない。

(3)競技規程

①全競技共通

a.国際馬術連盟障害飛越競技会規程、日本馬術連盟競技会規程及び関東規程を準用する。

b.減点は、関東規程(基準表A)を採用する。

不従順: 1回目	4点減点
: 2回目	4点減点
: 3回目	失権
障害の落下	4点減点
水濠障害の着水	4点減点
馬の転倒、落馬、人馬転倒	失権
不従順とそれに伴う障害物の落下及び移動	4点減点と6秒加算
規定時間の超過	4秒につき1点
制限時間の超過	失権

②小障害A、中障害D共通

原則として国際馬術連盟障害飛越競技会規程第238条2. 1に従うが、実施要綱に記載した場合、2回走行で行なうことができる。この場合、ジャンプオフは基準表Aで行なう。

③小障害A

障害物の基準は、J.E.F.規程の小障害Aを適用する。

④中障害D

障害物の基準は、J.E.F.規程の中障害Dを適用する。

⑤オープン競技

障害物の基準は、J.E.F.規程の中障害Dを適用する。

⑥第2課目

運動課目は、JEF馬場馬術競技第2課目2009を課す。

(3)順位決定法

①小障害A、中障害D共通

原則として国際馬術連盟障害飛越競技会規程第238条2. 1に従うが、実施要綱に記載した場合、2回走行で行なうことができる。この場合、F.E.I.規程、第273条(2回走行競技)1, 2.2(第1回目走行で複数頭騎乗している者の2頭目以降は繰り上げ、上位20名が第2回目走行に出場できる。第2回目走行は1選手1頭とする), 3.1(2回走行とも基準A), 4.1(選手はジャンプオフでの減点と時間で順位が決定される。その他の選手においては、2回の走行における減点合計と第1回目での時間により順位が決定される)を準用する。なお、ジャンプオフは基準表Aにて行う。

②オープン競技

国際馬術連盟障害飛越競技会規程第238条2. 1に従う。

③第2課目

日本馬術連盟競技会規程に従い、順位を決定する。

(4)表彰

出場頭数の1/4までを入賞とし第3位までを表彰する。オープン競技の表彰は行なわない。

(5)参加料

競技運営費として、1回あたり3,000円の参加料を徴収する。2回走行の場合、2回目走行の参加料は1,000円とする。

当該競技の実施要綱と異なる場合は、当該競技の実施要綱に従う。

(関東学生レースホースカップ)

第19条 関東学生レースホースカップの実施要綱は、以下の通りとする。

(1) 競技会の目的

- ① 引退した競走馬の活躍の場とする
- ② 競馬・乗馬界に貢献する人材育成をする
- ③ 一般国民に対し馬術競技を広く普及させる

上記のことを目的とする。

(2) 出場資格及び制限

①馬匹について

- a. エントリー締切日までに関東学生馬術協会に登録されていること。
- b. 競走馬(J R A・N A R)として登録された元競走馬。
- c. 1馬1回とする。

②選手について

- a. エントリー締切日までに関東学生馬術協会に登録されていること。

③制限

- a. 過去に関東学生・全日本学生馬術大会の障害及び総合馬術競技会に出場した同一人馬は出場できない。
- b. 入厩頭数が多数の場合は、併催する東都学生馬術大会に出場する馬を優先とする。

(3) 競技規程

最新の国際馬術連盟障害馬術競技会(以下 F.E.I.と略す)規程、日本馬術連盟競技会(以下 J.E.F.と略す)規程及び関東規程とローカルルールを準用する。

(4) 競技基準

障害物の基準は、J.E.F.規程の中障害 D を適用する。

採点は F.E.I.規程の基準 A とローカルルール(人馬の育成のため)3反抗失権とする。

F.E.I.規程第 238 条 2.2 で行う。なお、ジャンプオフは基準 C にて行う。

(5) 表彰

入賞は、出場数の1/4とし、6位までを表彰する。

3位までには下記の飼育奨励金を授与する。

優勝 ¥50,000

2位 ¥30,000

3位 ¥20,000

特別賞を贈ることもある。

(6) 出場料(1回)

¥4,000

第3章 全日本学生馬術大会の選考基準

(大会の趣旨)

第 20 条 関東学生馬術競技大会及び全日本学生馬術大会の趣旨は、加盟大学の団体形式による対抗戦で、各大学の個人成績の上位3名の合計による順位に基づき団体表彰され、併せて個人についても表彰される大会である。

(選考基準)

第 21 条 全日本学生馬術大会への出場枠は、原則として関東学生馬術競技大会(障害飛越、馬場馬術及び総合馬術の各競技)の団体順位に応じて決定する。

2. 出場枠の決定基準は、次の各号の順序に従い配分する。

(1) 各競技種目の団体優勝校に対し、その競技種目毎に団体の最大出場枠(障害飛越及び総合馬術競技は4頭、馬場馬術競技は3頭)を与え、団体補強を行う。

(2) 馬場馬術を除く各競技種目の第2及び第3位校に対し、その競技種目毎の個人順位に従い出場枠を仮配分した結果、3頭の団体編成最小頭数以上の出場枠を獲得した場合は、1つの出場枠を追加し、団体補強を行う。

ただし、団体編成最小頭数の出場枠が獲得できなかった場合は、3頭の出場枠を与え団体を編成させる。

(3)本項(1)及び(2)に従い配分した後、残った枠について各競技種目の個人順位に従い、各大学に出場枠を与える。

3.前項の定めに従い配分しても本会に与えられた各競技種目毎の総出場枠が満たされない場合は、更に補完として次の各号の順序に従い配分する。

(1)3種目総合の第3位までの大学に対し、障害飛越または総合馬術競技の内、何れかの競技種目において任意に1つの出場枠を与える。

(2)各競技種目で団体編成最小頭数しか獲得できなかった大学に対し、団体の成績に順じて1つの出場枠を与え、団体補強を行う。

(3)各競技種目で1つの出場枠が獲得できれば団体編成が可能となる大学に対し、2頭の合計成績に順じて1つの出場枠を与え、団体出場校を増やす。

(4)全ての競技種目を通じ出場枠未獲得大学に対し、1つの出場枠を与え、個人の出場校を増やす。ただし、対象となる大学については過去の該当する競技種目の成績などを勘案し決定する。

4.全日本学生馬術大会への登録の締め切り前であれば、獲得した各競技種目の出場枠はその競技種目に関わらず各大学間で出場枠を交換できる。この場合、事前に競技委員長に申し出て理事長及び会長の承認を得なければならない。ただし、本条第2項ただし書き、前項(2)、(3)及び(4)で各競技種目の出場枠を獲得した大学については除く。

また、何らかの事情により出場枠を返上する場合は、事前に競技委員長に申し出ることとし、その対応について理事長及び会長が決定する。

5.本条第2項、第3項及び第4項に定める各補完措置などにより出場枠が与えられる場合、各競技種目毎の新たな総出場頭数は関東学生馬術競技大会でその競技種目に実際に出場した頭数を上回ることはできない。

また、本条第2項(1)及び(2)のただし書きまたは第3項(1)に定める場合を除き、各補完項目が重複して適用され2つ以上の出場枠を獲得することはできない。

ただし、本条の規定に従い配分しても出場枠が余る場合はこの限りではない。

(沿革)

第22条 関東規程の沿革は次の通りである。

- | | |
|----------------|----|
| (1)平成 8年5月22日 | 制定 |
| (2)平成 9年12月21日 | 改正 |
| (3)平成10年2月14日 | 改正 |
| (4)平成11年6月 5日 | 改正 |
| (5)平成13年6月14日 | 改正 |
| (6)平成14年4月19日 | 改正 |
| (7)平成15年4月22日 | 改正 |
| (8)平成17年4月21日 | 改正 |
| (9)平成18年4月17日 | 改正 |
| (10)平成19年4月24日 | 改正 |
| (11)平成20年7月18日 | 改正 |
| (12)平成21年4月21日 | 改正 |
| (13)平成22年5月24日 | 改正 |
| (14)平成23年5月6日 | 改正 |
| (15)平成24年5月14日 | 改正 |
| (16)平成25年5月20日 | 改正 |